

医療保険・医療特約の手術給付金について

1. お支払の対象となる「手術」とは

お支払の対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいいます。

*すべての手術が対象になるわけではございませんので、ご注意ください。

【「手術」に該当しない例】

- ×: 生検(せいけん)など、検査のみを目的としたもの
《注意》試験開頭術や悪性新生物の試験的開胸・開腹手術など保障対象になるものもあります。
- ×: 吸引、穿刺(せんし)、神経ブロック(注射による麻酔)など、“治療”というより処置の性格が強いもの
- ×: 美容整形の手術など、“治療”ではないもの

◎ 保険種類により、お支払の対象となる「手術」が異なります。以下の表に沿ってご確認ください。

EVER
やさしいEVER
医療保険
スーパー医療保険
法人会医療保険
新医療保障プラン
疾病入院保険
特約MAXシリーズ



P2. 「2. 手術給付金の対象可否について」
をご覧ください。

新EVER
ちゃんと応える医療保険EVER
健康応援医療保険
新やさしいEVER
もっとやさしいEVER
ちゃんと応える医療保険 やさしいEVER
医療保障移行特約[2009]



P5. 「3. 手術給付金・放射線治療給付金の
対象可否について」
をご覧ください。

【特約MAXに関する注意点】

- ・手術給付金は疾病特約の保障になります。
- ・災害特約のみ付加されている場合は、手術給付金の保障はありません。
(特約MAX21には、疾病特約・災害特約のそれぞれに手術保障が含まれています。)

医療保険・医療特約の手術給付金について

2. 手術給付金の対象可否について

《約款の規定》

被保険者が、保険期間中につきのすべてを満たす手術を受けたとき

- ①責任開始期以後に生じたつぎのいずれかを直接の原因とする手術
(ア) 疾病 (イ) 不慮の事故による傷害 (ウ) 不慮の事故以外の外因による傷害
- ②治療を直接の目的とした手術
- ③別表に定める病院または診療所における手術(※1)
- ④別表に定めるいずれかの手術(※1)

※1:別表につきましては、約款にてご確認ください。

*すべての手術が対象となるわけではございませんので、ご注意ください。

*上記①～④の条件を満たす場合には、入院をしないで手術を受けた場合や、入院が必要日数に達しない場合でも手術給付金のみの請求が可能です。

<対象商品> EVER・やさしいEVER・医療保険・スーパー医療保険・法人会医療保険・新医療保険プラン・疾病入院保険・特約MAXシリーズ

<手術給付金の対象となる手術、ならない手術の具体例>

○…対象 ×…対象外

部位	対象可否	手術	手術番号
皮膚	○	25cm ² 以上の植皮術	1
	○	皮膚の悪性新生物の切除術	80
	×	皮膚の上皮内新生物(※2)の手術 ※2: ボーエン病など	—
	×	皮膚良性腫瘍(※3)の手術 ※3: アテローム、粉瘤、脂肪腫など	—
乳房	○	乳房を全部切除する手術	2
	○	悪性新生物の治療のための手術	80
	×	良性の乳腺腫瘍の摘出術	—
筋骨	○	折れた骨に金具(プレート)を埋め込んで接合する手術 ※4: 部位によって手術番号(倍率)が異なります。	※4
	×	抜釘術(ばっていじゅつ) (骨折時に骨に埋め込んだ金具(プレート)をしばらくしてから抜く手術)	—
	×	手指・足指の手術	—
	×	骨折や脱臼に対する徒手での接合・整復術	—
	×	外傷を縫い合わせる手術	—
	○	半月板の手術	12
	○	関節鏡を使った関節の手術 ※5: 部位によって手術番号(倍率)が異なります	※5
	○	アキレス腱の手術	13

医療保険・医療特約の手術給付金について

○…対象 ×…対象外

部位	対象可否	手術	手術番号
呼吸器	○	喉頭鏡を使った喉頭・声帯ポリープの手術	87
	○	慢性副鼻腔炎の手術	14
	×	鼻茸(はなたけ)の手術	—
	×	扁桃腺の手術	—
	○	気管切開	87
循環器	○	体内式ペースメーカーの埋込(交換)手術	24
	○	体外式ペースメーカー	87
	○	経皮的冠動脈形成術(PTCA) (心筋梗塞や狭心症の際に狭窄した冠動脈にバルーンを入れて拡張させる手術)	87
	×	PTCR(血管溶解術)	—
	○	下肢静脈瘤切除術・抜去術	20
	×	下肢静脈瘤硬化療法・結紮術	—
消化器	○	十二指腸潰瘍手術	30
	○	胆石の手術 ※6: 内視鏡等での胆石除去術は「87」	32 (※6)
	○	TAE(肝動脈塞栓術)	87
	×	TAI(経カテーテル的抗癌剤動注療法)	—
	×	PEIT(経皮的エタノール注入)	—
	○	虫垂炎の手術	34
	○	内視鏡・ファイバースコープでの胃・大腸・直腸ポリープの切除	87
	×	肛門ポリープの切除	—
	○	痔核結紮切除術、脱肛結紮切除術、痔瘻切除術、痔核切除術 (※7) ※7: 痔の手術で対象になるのは「根治術」のみ。	37
	×	痔核結紮術、痔核焼灼術、痔瘻切開術、切開排膿術	—
泌尿器	○	内視鏡等での膀胱腫瘍やポリープの切除術 (経尿道的膀胱切除術・TUR-Bt)	87
	○	内視鏡等での結石の除去術	87

医療保険・医療特約の手術給付金について

○…対象 ×…対象外

部位	対象可否	手術	手術番号
生殖器	×	包茎手術	—
	×	精管切断術、卵管結紮術	—
	○	経尿道的前立腺切除術、経尿道的前立腺レーザー切除術	43
	×	子宮頸管ポリープの切除術	—
	○	帝王切開	47
	×	帝王切開以外の分娩 (正常分娩・鉗子分娩・吸引分娩・骨盤位牽出分娩など)	—
	×	人工妊娠中絶	—
	○	単純子宮全摘術などの子宮全摘術	50
	○	子宮筋腫の手術	50
神経	○	椎間板ヘルニアの切除術	59
眼	○	緑内障の手術	67
	○	白内障の手術	68
	○	レーザーや冷凍凝固による眼球手術(※8) ※8:契約日(更新日を含みます)が2005年4月2日以降のご契約につきましては、近視または乱視の矯正手術は対象外となります。	71
	○	網膜剥離の手術	70
	○	斜視の手術	74
	×	麦粒腫切開(麦粒腫=ものもらい)	—
耳	○	鼓膜形成術	75
	×	鼓膜チューブ挿入	—
	×	鼓膜穿孔閉鎖術	—

【手術給付金のお支払に関するご注意】

- * お支払額は、手術の種類・保険の種類によって異なります。
- * 同時期(手術室に入ってから出てくるまで)に複数回の手術を受けた場合においても、手術給付金は1回分(給付倍率の高い方)しか保障対象になりません。
- * 下記の手術については「施術の開始日から60日の間に1回のみ支払」という規定があります。

71(レーザー・冷凍凝固による眼球手術)
 # 81(悪性新生物温熱療法)
 # 86(衝撃波による体内結石破碎術)
 # 87(ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる
 脳・喉頭・胸・腹部臓器手術)
 # 88(新生物根治放射線照射)

3. 手術給付金・放射線治療給付金の対象可否について

〈約款の規定〉

被保険者が、保険期間中につきのすべてを満たす手術を受けたとき

- ①責任開始期以後に生じたつぎのいずれかを直接の原因とする手術(※9)
 - (ア)疾病 (イ)不慮の事故による傷害 (ウ)不慮の事故以外の外因による傷害
- ②治療を直接の目的とした手術
- ③別表に定める病院または診療所における手術(※10)
- ④別表に定める公的医療保険制度における別表に定める医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(※10)

※9：健康応援医療保険の場合、上記①の条件を以下へ読み替えます。

①責任開始期以後に生じた疾病または傷害を直接の原因とする手術

※10：別表につきましては、約款にてご確認ください。

**〈対象商品〉 新EVER・ちゃんと応える医療保険EVER・健康応援医療保険・
新やさしいEVER・もっとやさしいEVER・
ちゃんと応える医療保険 やさしいEVER・医療保障移行特約[2009]**

【公的医療保険制度における医科診療報酬点数表とは】

- ・医療機関が保険診療(診療、検査、投薬など)を行った場合、その対価として受取るのが診療報酬です。
- ・診療報酬は、「医科診療報酬点数表」に個々の医療行為の点数が定められており、1点の単価を10円として算出されます。
- ・「医科診療報酬点数表」では、診療行為に応じてアルファベットによる分類分けがされており、個々の医療行為はそのアルファベットが頭文字に標記されます。(例:A001)

〈医科診療報酬点数表の分類〉

「医科診療報酬点数表」の分類分けは以下の通りです。

当社の手術給付金および放射線治療給付金の対象となる手術、放射線治療は、赤枠のコードに分類されているものです。

詳細はP6の〈対象となる手術〉および〈対象とならない手術〉をご覧ください。

分類(コード)	診療行為	分類(コード)	診療行為
A	基本診療料(初・再診料、入院料等)	H	リハビリテーション
B	医学管理等	I	精神科専門療法
C	在宅医療	J	処置
D	検査	K	手術
E	画像診断	L	麻酔
F	投薬	M	放射線治療
G	注射		

医療保険・医療特約の手術給付金について

<対象となる手術>

- ◎「**医科診療報酬点数表**」で「**手術**」として分類されているもの(頭文字に「**K**」が標記される)
→手術給付金の対象となります。
(一部対象とならない手術がございます。詳細は<対象とならない手術>をご覧ください。)

お支払事由	お支払額
入院中に手術を受けたとき	入院給付金日額の 10倍 (※11)
外来による手術を受けたとき	入院給付金日額の 5倍

※11:健康応援医療保険の場合、入院中・外来に関わらず、一律入院給付金日額の5倍でお支払します。

- * 新EVER、ちゃんと応える医療保険EVER、医療保障移行特約[2009]について、当社が定める重大手術に該当する場合は、入院給付金日額の40倍でお支払します。
(詳細はP7の「<対象商品>新EVER・ちゃんと応える医療保険EVER・医療保障移行特約[2009]」をご覧ください。)
- * 一連の手術については14日間に1回までのお支払となります。

- ◎「**医科診療報酬点数表**」で「**放射線治療**」として分類されているもの(頭文字に「**M**」が標記される)
→放射線治療給付金の対象となります。

お支払事由	お支払額
新生物(※12)の治療を直接の目的として、所定の放射線治療(電磁波温熱療法を含む)を受けたとき	入院給付金日額の 10倍 (※13)

※12:ちゃんと応える医療保険EVER、健康応援医療保険、ちゃんと応える医療保険やさしいEVERの場合、お支払事由の「新生物」を「疾病または傷害」へ読み替えます。

※13:健康応援医療保険の場合、入院給付金日額の5倍でお支払します。

- * 放射線治療を複数回受けた場合は、放射線治療・電磁波温熱療法それぞれにつき施術の開始から60日に1回までのお支払となります。

<対象とならない手術>

- ◎「**医科診療報酬点数表**」に列挙されている手術で、一部対象とならない手術がございます。

- ×:傷の処置(創傷処理、デブリードマン)
- ×:切開術(皮膚、鼓膜)
- ×:骨・関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術
- ×:抜歯
- ×:異物除去(外耳、鼻腔内)
- ×:鼻焼灼術(鼻粘膜、下鼻甲介粘膜)
- ×:魚の目・タコ手術(鶏目・胼胝切除術)(※14)

※14:約款上「魚の目・タコ手術後縫合(鶏目・胼胝切除後縫合)」と掲載している商品もあります。

医療保険・医療特約の手術給付金について

<対象商品> 新EVER・ちゃんと応える医療保険EVER・医療保障移行特約[2009]

新EVER・ちゃんと応える医療保険EVER・医療保障移行特約[2009]につきましては、以下の手術に限り、当社が定める「重大手術」に該当します。

<重大手術の対象となる手術>

- : 悪性新生物に対する開頭・開胸手術・開腹手術および四肢切断術
- : 脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術
- : 心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する、心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術
- : 日本国内でおこなわれた、心臓・肺・肝臓・膵臓・腎臓(それぞれ人工臓器を除きます)の全体または一部の移植手術(ただし、臓器移植法に沿った場合に限る)

お支払事由	お支払額
重大手術を受けたとき	入院給付金日額の40倍

<重大手術の対象とならない手術>

- ×: 腹腔鏡下手術
- ×: 胸腔鏡下手術
- ×: 穿頭によるもの
- ×: 臓器移植については、ドナー側は対象外

ご不明な点がございましたら、当社までご連絡ください。

アフラック 保険金コンタクトセンター 電話番号:0120-555-877